

令和2（2020）年8月20日 定例記者会見資料
所属 保健福祉部 新型コロナウイルス感染症対策室長
押久保 昭
電話 0287-62 - 7197

那須塩原市新型コロナウイルス感染症患者等の人権の保護に関する条例の 制定について

概要：

新型コロナウイルス感染症に罹患した患者やその家族などが、誹謗中傷や差別的取り扱いを受ける被害が報告されている。そのためこれらの人権侵害を防ぐこと、またこれらの方を支援することを目的に条例を制定する。

■内容

- ・市の責務等 広報活動を通じて新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及啓発及び発信に努めると規定。また、市は人権侵害を受けた患者等への相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行う。
- ・市民の責務 新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を持ち、新型コロナウイルス感染症に罹患した患者やその家族などの人権侵害をすることのないよう配慮する。
- ・事業者の責務 新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を持ち、自己の経営等をする事業において、新型コロナウイルス感染症に罹患した患者やその家族などの人権侵害をすることのないよう配慮する。

■スケジュール

令和2年9月4日開会議会に条例の上程